

# あかちゃんのお誕生おめでとうございます

## 【乳幼児に関する医療保険等について】

※ 申請窓口は、本庁町民課、吾北総合支所、本川総合支所になります。

※ 受給には必ず申請が必要です。

※ お問い合わせ先： 本庁町民課(893-1117)

吾北総合支所住民福祉課(867-2300)

本川総合支所住民福祉課(869-2112)



	制 度 の 内 容	手 続 き に 必 要 な も の
乳 児 医 療 費 助 成	<p>お子さんを病院でみてもらった場合、医療費の自己負担分が助成されます。 (ただし、保険診療分以外は対象外) ※認定日から満1歳の誕生月の末日までの助成となります。(1日生まれは前月末まで)</p>	<p>① お子さんの名前が記載されている被保険者証 ② 印鑑</p>
幼 児 医 療 費 助 成	<p>満1歳の誕生月の翌月に乳児医療からの切替が必要です。 ・通院・入院治療・・・1歳～就学前 ※所得制限は設けませんが、県の制度に準じて毎年所得や課税状況を確認し、それに応じた受給者証を発行しなければいけませんので、毎年受給資格の更新が必要となります。</p>	<p>① 乳児医療費受給者証 ② お子さんの名前が記載されている被保険者証 ③ 印鑑 ④ 令和2年1月2日以降転入の方は、転入前の住所地から世帯全員(児童は除く)の所得・課税証明書が必要</p>
児 童 医 療 費 助 成	<p>小学校入学の年の4月1日に幼児医療からの切替が必要です。 ・通院・入院治療・・・小学校入学の年の4月1日～中学卒業の年の3月31日までの助成となります。</p>	<p>① お子さんの名前が記載されている被保険者証 ② 印鑑</p>
児 童 手 当	<p>育児支援を目的に児童の養育者に1子につき月額1万5千円が支給されます。 <b>手当は、申請された翌月分から中学校修了まで支給されます。必ず誕生日より15日以内に手続きをしてください。</b></p>	<p>① 請求者となる方の健康保険被保険者証 ※請求者となる方が国民年金以外の加入者で、健康保険被保険者証がいの町以外の国保(建設国保、医師国保など)の方の場合年金加入証明書 ② 請求者となる方の預金通帳 ③ 印鑑(認め印可) ④ 請求者と配偶者のマイナンバーが分かるもの</p>
出 産 祝 金	<p>出産祝金 出生時に町内に住所を有し引き続き居住する意志のある保護者の方に、新生児一人につき1万円が支給されます。 ※生後1か月以内に必ず申請してください。</p>	<p>① 申請書・請求書 ② 印鑑 ③ 申請者の預金通帳 ※郵送申請もできます。いの町役場公式ホームページ掲載の申請書・請求書をご利用ください。</p>
出 産 育 児 一 時 金	<p>出産者本人が、いの町の国保加入者である場合支給されます。 支給額は、産科医療補償制度に加入する医学的管理下において出産した場合は42万円、制度対象分娩でない出産の場合は、40万4千円となります。 注) ○制度対象分娩でない出産とは ・加入分娩機関の医学的管理下以外のお産 ・加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満のお産(流産、人工妊娠中絶を含む)</p>	<p>① 国民健康保険被保険者証 ② 世帯主の預金通帳 ③ 医療機関直接支払制度合意文書 ④ 領収書 ⑤ 印鑑</p>